

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年3月18日同意した。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

市 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）麻坂下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）藤前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）揚水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）岡ノ坊地区